

埋蔵文化財包蔵地の把握と周知に関する基準について

長野県教育委員会

1 趣旨

埋蔵文化財包蔵地の所在、範囲、種類、時代（以下「所在等」という。）を的確に把握し、これに基づいて保護の対象となる周知の埋蔵文化財包蔵地を定め、これを資料化して、国民への周知の徹底を図ることは、埋蔵文化財を保護する上で必要不可欠な基本的事項である。

周知の埋蔵文化財包蔵地は、法律によって等しく国民に保護を求めるものであるから、その範囲は可能な限り正確に、かつ、各市町村間で著しい不均衡のないものとして把握され、適切な方法で定められ、客観的な資料として国民に提示されなければならない。

長野県教育委員会では、『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について』（平成10年9月29日付け庁保記第75号 文化庁次長通知）を受けて、「埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲の基準」（平成11年3月30日付け10教文第437号）を定めるとともに、「周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱い」（平成12年3月31日付け11教文第690号）を示してきた。しかしながら、本県では、埋蔵文化財包蔵地を把握するための方法や周知の埋蔵文化財包蔵地の認定に係る手続き等について整理されていなかったため、埋蔵文化財包蔵地地図等について各市町村間に不均衡が生じるとともに、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲や、把握から認定に至る手続きについて開発事業者の理解を得られない場面があるなど、問題点が指摘されてきた。

そこで本基準では、改めて保護の対象とする埋蔵文化財包蔵地の範囲を定め、埋蔵文化財包蔵地の把握方法と備えるべき資料の内容を示した。また、周知の埋蔵文化財包蔵地を認定する手続きを定めるとともに、その周知方法等についての考え方をまとめた。

2 保護の対象とする埋蔵文化財包蔵地の範囲について

埋蔵文化財包蔵地として扱う遺跡の範囲は、次の（1）に示す原則に即しつつ、（2）に示す基準の要素を勘案して定めるものとする。

なお、埋蔵文化財包蔵地とする範囲は、今後の発掘調査の進展による新たな発見や調査事例の蓄積、研究の進展により変化する性格のものであるので、（1）に示す原則及び（2）に示す要素を適宜合理的に見直し、適切な保護措置をとることが必要である。

（1）埋蔵文化財包蔵地として扱う遺跡の範囲に関する原則

- ① 安土・桃山時代までに属する遺跡は、埋蔵文化財包蔵地とする。
- ② 江戸時代に属する遺跡は、市町村において必要なものを埋蔵文化財包蔵地とすることができる。

③ 明治時代以降に属する遺跡は、地域の歴史を理解する上で欠くことのできない重要な意義を有するものを埋蔵文化財包蔵地とすることができる。

なお、江戸時代以降に属する遺跡については、各市町村の地域性を踏まえて、必要な遺跡または重要な意義を有する遺跡の種類をあらかじめ例示しておくことも考えられる。

(2) 埋蔵文化財包蔵地として扱う範囲の基準の要素

遺跡が帰属する時代や種類を主たる要素とし、遺跡の所在する地域の歴史的な特性、文献、絵画、民俗資料、その他の資料との補完関係、遺跡の遺存状態、遺跡から得られる情報量等を副次的な要素とする。

3 埋蔵文化財包蔵地の把握について

(1) 埋蔵文化財包蔵地の把握

埋蔵文化財包蔵地の所在等の把握は、地域に密着して埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村教育委員会が行う。ただし、現在それを実施するための体制の整っていない市町村教育委員会については、県教育委員会が指導・助言を行う。

なお、埋蔵文化財包蔵地として扱うか否かを検討するに際しては、客観性を確保するため、文化財保護審議会等の第三者による検証を行うことも有効と考えられる。

(2) 埋蔵文化財包蔵地の把握方法について

① 分布調査

地表面における遺物の散布状況や、古墳・土塁・濠等の遺存地形を確認することによって、埋蔵文化財の有無を把握する調査である。分布調査は現地踏査と関連調査によるため、それだけで埋蔵文化財の有無や範囲を完全に把握するのは難しい。したがって、必要に応じて、後述する試掘調査と組み合わせて把握することが望ましい。

ア 現地踏査

現地踏査は、晩秋や早春のほか、積雪が少ない場合は冬季が最適である。

現地踏査を行う際は、2,500分の1や5,000分の1の地形図と筆記具、カメラを携行し、現地で得られた埋蔵文化財に係る情報をその場で地形図やノートに記入する。住宅地については、住宅地図などを用いることも有効である。

遺物の地表面採集を行う際は、水田・畑地などは一筆ずつ、起伏の大きい山地の地形では尾根線や斜面、谷筋などに分けて、もれなく踏査し、遺物を採集した地点やその種類、時代などを地形図に記録する。その際、踏査の経路も記録しておくことが望ましい。古墳・土塁・濠のように、地上に残る構築物については、その範囲を地形図上に記入する。また、踏査場所の地形や現状については、写真撮影を行う。

地表面に遺物が散布していないことが、ただちに埋蔵文化財が存在しないこと

にはならない。地中が攪乱を受けていないため、かえって良好な状態で文化財が埋蔵されている場合もある。遺物の散布や現代の地形改変に惑わされないように、周辺の遺跡の立地環境や古墳や城館跡など、遺跡の種類に応じた構造を考慮しながら、地形観察に十分注意を払う。

なお、現地踏査を行う際は、土地所有者をはじめ、地域の理解と協力を得た上で実施しなければならない。

イ 関連調査

周辺住民への聞き取りや古地図・文献史料の活用は、過去の遺物出土状況や土地利用の変遷などを把握する上で重要であるため、現地踏査に並行あるいは踏査の結果を受けて実施することが有効である。また、現地踏査を踏まえて、各時代の生活や生業に適した立地を想定し、空中写真や地籍図、絵図などの資料を総合的に活用することも必要である。

② 試掘調査

試掘調査とは、分布調査では埋蔵文化財の有無を判断できない場合や、開発事業との調整の段階で、遺物包含層や遺構確認面までの深さや広がり、埋蔵文化財の時代や種類などを把握する場合に行う部分的な発掘調査である。

前者の場合、主に山林や原野等、地表が樹木や草で覆われている場所や、沖積地など堆積が厚い場所の埋蔵文化財の有無を把握する際に実施する。また、周知の埋蔵文化財包蔵地の周辺において、その広がりを把握するために行う場合もある。

一方、後者の場合は、開発計画や工法の変更などによって現状保存を要する範囲を決定するため、又は、現状保存できない埋蔵文化財について、記録保存のための本発掘調査(以下「記録保存調査」という。)の範囲などを決定するために実施する。

いずれの場合も、県教育委員会が定めた『記録保存を目的とする発掘調査の標準と積算基準』(平成25年4月1日施行)により、地方公共団体の文化財保護部局が主体的に実施し、その経費は文化財保護部局が負担するべきものである。

ア 調査計画

遺跡の状況は立地や時代等によって異なるため、試掘調査を実施する際は、分布調査の成果や周辺の地形、周辺遺跡の状況などの情報を踏まえた上で、目的となる情報を効果的かつ効率的に得られるように、試掘坑(トレンチ・グリッド)の設置場所を選定することから始める。その際、試掘坑の位置や作業期間・方法、工程などについて、土地所有者をはじめ周辺住民の理解を得ておく。

なお、開発事業との調整の段階で試掘調査を実施する場合は、事業計画地の範囲を図面と現地で対照しながらあらかじめ確認し、必要に応じて、土地所有者や開発事業者などに立ち会いを求める。

イ 掘削と記録の方法

試掘調査では、通常は重機による表土掘削と、人力による遺構・遺物の確認作業及び堆積土層の精査を併用する。多数の遺物が集中して出土した場合は、それ以上の掘削を中止し、記録保存調査で精査することとする。また、最初に遺構を

確認した面よりも下層に別の遺構面が予想される場合は、遺構の空白地などでさらに深い試掘坑を設定し、その有無等などを確認する。

ただし、試掘坑が深い場合など、安全上の問題があるときは、試掘坑内に入らず、重機で掘削した面を地上から観察するなどして情報を得る。

なお、古墳の石室や窯跡など特殊な遺構は、直接発掘することなく地下の状況を探る物理探査などの手法も考えられる。

調査によって遺物包含層や遺構が確認された場合は、その深さや広がりをはじめ、時代や想定される遺跡の種類などの情報を得る必要がある。一方、遺構・遺物が確認されなかった場合は、地形の形成要因に関する情報を得るように努め、今後、周辺で開発事業が計画されたときの参考となるように心掛ける。

記録としては、写真のほかに、試掘坑配置図や遺構・遺物の有無を記録した図、土層断面図、試掘坑内の遺構配置図などを作成する。

③ 記録の整理

現地踏査で採集した遺物や、試掘調査で出土した遺物や写真、図面などの記録は、記録保存調査での整理作業と同等の方法によって資料化を図る。そして、遺構・遺物の種類や時期、分布状況、地形とのかかわり等の検討に、周辺遺跡の調査成果などを加えて、埋蔵文化財包蔵地の所在等を把握する。

なお、分布調査や試掘調査の遺物については、遺失物法第4条及び「埋蔵文化財の取扱について」（昭和26年9月25日 文化財保護委員会事務局長通達）の記3但し書きの規定により、所轄警察署へ届出るとともに、県教育委員会あてに埋蔵文化財保管証を提出（保管証は発見届とともに所轄警察署へ送付する。）し、資料化した記録とともに保管する。

4 埋蔵文化財包蔵地の資料化について

把握した埋蔵文化財包蔵地は、埋蔵文化財包蔵地地図と一覧表に登載し、台帳を作成する。

(1) 埋蔵文化財包蔵地地図

埋蔵文化財包蔵地地図（以下「地図」という。）は、土地所有者や開発事業者をはじめ、広く住民に公開するため、だれもがその位置と範囲を確認できるよう正確でわかりやすく作成しなければならない。そのため、基図は10,000分の1以下の縮尺で作成された最新の地形図を用い、埋蔵文化財包蔵地の範囲は実線で囲む必要がある。ただし、10,000分の1以下の地形図を用意できない市町村では、当面、当該市町村で作成している最大縮尺の地形図を基図とする。従来、記号で示されていた古墳や城館跡などについても、その範囲を実線で示すことが求められる。

また、公開される地図とは別に、開発事業等に対して保護措置をとった範囲などを地図上に記しておく、埋蔵文化財を保護・管理するための行政資料として活用することができる。ただし、開発事業等によってすでに埋蔵文化財が失われている個所が含まれていても、そこが周知の埋蔵文化財包蔵地内の場合は、法の規定による通知ま

たは届出が必要となるので、注意を要する。

なお、複数の遺跡を「群」として括り1件の埋蔵文化財包蔵地として地図に登載する場合は、地形や既往の調査成果をもとにして過不足のない範囲とし、開発事業者や住民に対して、当該埋蔵文化財包蔵地を保護する意義を適切に説明できるよう配慮する必要がある。

(2) 埋蔵文化財包蔵地一覧表

埋蔵文化財包蔵地一覧表（以下「一覧表」という。）は、土地所有者や開発事業者をはじめ、広く住民に公開するため、当該市町村に所在する埋蔵文化財包蔵地にかかわる情報を簡潔に示すことが求められる。そのため、地図に掲載した埋蔵文化財包蔵地の番号、名称、所在地、時代、種類などを表形式でまとめておく必要がある。

(3) 埋蔵文化財包蔵地台帳

埋蔵文化財包蔵地台帳（以下「台帳」という。）は、文化財保護部局が管下の埋蔵文化財を適切に保護・管理するための行政上の資料として、埋蔵文化財包蔵地ごとに当該埋蔵文化財包蔵地にかかる情報を整理し、管理しておくものである。そのため、一覧表に記載された事項をはじめ、発見から現在までの保護措置などの履歴や当該埋蔵文化財包蔵地にかかる報告書などの文献、出土品や記録の保管場所などが記載されていることが望ましい。

5 周知の埋蔵文化財包蔵地について

(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地の認定

市町村教育委員会は、分布調査や試掘調査によって把握した埋蔵文化財包蔵地の所在等について、県教育委員会と協議する。【様式1】

県教育委員会は、市町村教育委員会との協議を受け、必要に応じて現地調査を実施し、調整を図った上で市町村教育委員会が把握した埋蔵文化財包蔵地を周知の埋蔵文化財包蔵地として承認し、県教育委員会が保有する地図及び一覧表へ登載する。【様式2・3】

市町村教育委員会は、県教育委員会の承認を受けた地図及び一覧表を周知の埋蔵文化財包蔵地として公開する。

(2) 新たな遺跡の発見に伴う手続き

土地の所有者又は占有者あるいは国の機関等が、調査以外の理由で遺跡と認められるものを発見したときは、法第96条又は第97条の規定により、県教育委員会へ所要の届出又は通知を行う。また、地方公共団体以外の者が調査のための発掘で遺跡と認められるものを発見したときは、法第92条第2項の規定による県教育委員会からの指示により、当該者から市町村教育委員会に対してその旨の報告がある。ただし、いずれの場合も当該新遺跡は埋蔵文化財包蔵地に認定されたわけではない。

したがって、当該新発見遺跡を管轄する市町村教育委員会は、上記3（2）に記載の方法によって埋蔵文化財包蔵地の所在等を適切に把握し、本項（1）の手続きをとる必要がある。

（3）地図・一覧表の更新

地図の更新は、基図となる地形図の更新にあわせて行うことが望ましい。

市町村教育委員会は、周知の埋蔵文化財包蔵地の所在地等には変更がないものの、基図や一覧表の体裁を更新した場合は、その旨を県教育委員会へ報告する。【様式4】

6 埋蔵文化財包蔵地の周知について

地図及び一覧表は、地方公共団体の文化財保護部局や図書館・博物館などの社会教育施設でも閲覧できるようにし、周知を徹底する必要がある。また、市町村にあっては、開発担当部局にも配備し、文化財保護部局と常に連携をとりながら情報を共有して、埋蔵文化財の保護に努めることが求められる。さらに、地図や一覧表をWeb上で公開したり、簡易的な地図を一般に配布したりするなど、埋蔵文化財にかかわる情報を積極的に提供していくことが望まれる。

なお、周知の埋蔵文化財包蔵地の所在等を調べようとする閲覧者が、当該埋蔵文化財の内容や土木工事等に伴う埋蔵文化財発掘の手続きについて照会することが予測される。したがって、地図及び一覧表を配置した場所には、問い合わせ先を明示しておくことはもちろん、当該埋蔵文化財の内容や事務手続きについての回答を掲載したパンフレットを常備しておくことが望ましい。

附則

本基準は平成26年6月1日から施行する。

【様式1】 A4判タテ 埋蔵文化財包蔵地の把握にかかる協議

(文書番号)

平成 年 月 日

長野県教育委員会教育長

教育委員会教育長 印

埋蔵文化財包蔵地の把握について（協議）

「埋蔵文化財包蔵地の把握と周知に関する基準」（平成26年3月31日付け25教文第900号 教育長通知）に基づき、下記のとおり埋蔵文化財を把握しました（変更しました）ので協議します。

記

1 名称

2 範囲

3 所在等

【添付資料】

1 埋蔵文化財包蔵地の範囲を示す地図

（変更の場合は変更前を赤線、変更後を青線で示す）

2 埋蔵文化財包蔵地一覧表

（変更の場合は変更前を赤線で見え消し、変更後を加筆する）

※ 地図及び一覧表をWeb上でしか確認できない場合はURLを記載

3 発掘調査終了報告書の写し等、当該埋蔵文化財包蔵地の範囲等を定めた〔変更した〕根拠資料

【様式 2】 A 4 判タテ 周知の埋蔵文化財包蔵地の承認

(文書番号)

平成 年 月 日

教育委員会教育長

長野県教育委員会教育長 印

埋蔵文化財包蔵地の把握について (協議)

平成 年 月 日付け (文書番号) で協議のあった標記の件について、周知の埋蔵文化財包蔵地として承認し、県教育委員会の埋蔵文化財包蔵地地図及び埋蔵文化財包蔵地一覧表に登載します。

貴教育委員会におかれましては、文化財保護法第 95 条の規定に基づいて、資料の整備その他、その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めてください。

【様式 3】 A 4 判タテ 埋蔵文化財包蔵地一覧表

No	フリガナ 名称	所在地	種類	時代	備考

【様式 4】 A 4 判タテ 埋蔵文化財包蔵地地図及び一覧表の更新

(文書番号)

平成 年 月 日

長野県教育委員会教育長

教育委員会教育長 印

埋蔵文化財包蔵地地図及び一覧表の更新について (報告)

標記の件について、「埋蔵文化財包蔵地の把握と周知に関する基準」(平成 26 年 3 月 31 日付け 25 教文第 900 号 教育長通知) に基づき更新しましたので報告します。

【添付資料】

- 1 埋蔵文化財包蔵地地図
- 2 埋蔵文化財包蔵地一覧表

※ 地図及び一覧表を Web 上でしか確認できない場合は URL を記載

【参考資料】

1 長野県文化財保護審議会 史跡・考古資料部会

小野 昭	明治大学特任教授	H25～
笹澤 浩	長野市文化財保護審議会委員	H25～
会田 進	長野県考古学会長	H25～

2 長野県埋蔵文化財の整備充実のための協力者会議

飯島哲也	長野市教育委員会
塚原秀之	同上
直井雅尚	松本市教育委員会
櫻井 了	同上
馬場保之	飯田市教育委員会
小林深志	茅野市教育委員会
三石宗一	佐久市教育委員会
大竹幸恵	長和町教育委員会
和田和哉	山形村教育委員会
大竹憲昭	長野県埋蔵文化財センター
上田典男	同上
谷 和隆	同上
寺内隆夫	長野県立歴史館

3 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知に関する基準の検討経過

- 平成 10 年 9 月 文化庁が「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」を通知(庁保記第 75 号)。
- 平成 11 年 3 月 県教育委員会は「埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲の基準」を通知
- 平成 12 年 3 月 県教育委員会は「周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱い」を通知
- 平成 21 年 12 月 文化庁が千曲川築堤事業に伴う古牧遺跡の保護に係り県教育委員会に対して「埋蔵文化財包蔵地の把握に係る基準」の整備を要請
- 平成 23 年 3 月 県教育委員会は「今後の長野県の埋蔵文化財保護行政について」で、埋蔵文化財包蔵地の把握と決定に係る方向性を示す。
- 平成 25 年 6 月 第 1 回 長野県埋蔵文化財の整備充実のための協力者会議 (以下「協力者会議」という)
- ① 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知に関する基準策定の趣旨と骨子を説明
 - ② 基準案作成の役割分担決定
- 平成 25 年 10 月 第 2 回 協力者会議 基準案の検討 (1 回目)
- 平成 26 年 1 月 第 3 回 協力者会議 基準案の検討 (2 回目)
- 平成 26 年 1 月 長野県文化財保護審議会史跡・考古資料部会 基準案の検討
- 平成 26 年 2 月 県教育委員会は基準案について文化庁と協議
- 平成 26 年 3 月 協力者会議メンバーに最終案を提示し意見聴取